

Society5.0の実現に向け、21世紀の基幹インフラとして、安全で信頼できる5Gの導入を促進し、5Gを活用して地域が抱える様々な社会課題の解決を図るとともに、我が国経済の国際競争力を強化するため、税制優遇措置を新規に創設。

措置内容

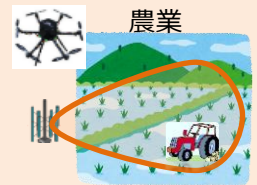
1. 国税の特例:①ローカル5Gの整備、②全国5G基地局の前倒し整備

- 対象者 ①:ローカル5G用無線局の免許人
②:携帯通信事業者
- 対象設備 ①:ローカル5G用設備(送受信装置、空中線(アンテナ)、コア設備、光ファイバ)
②:全国5G基地局用設備(送受信装置、空中線(アンテナ))
※認定された開設計画を前倒して開設したものに限る。
- 適用要件 特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の規定により、「特定高度情報通信等システム導入計画(仮称)」に従って取得した一定の5G設備に限る。
- 特例措置 法人税・所得税:税額控除15%又は特別償却30%
- 適用期間 2年間
(特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の施行日から令和4年3月31日まで)

2. 地方税の特例:①ローカル5Gの整備

- 対象者 ローカル5G用無線局の免許人
- 対象設備 ローカル5G用設備(送受信装置、空中線(アンテナ)、コア設備、光ファイバ)
- 適用要件 ・特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の規定により、「特定高度情報通信等システム導入計画(仮称)」に従って、取得した一定の5G設備に限る。
・地域課題解決に資すると市町村長が同意のうえで総務大臣が認めたもので、取得価額の合計額が3億円以下のものに限る。
- 特例措置 固定資産税:課税標準1/2(取得後3年間)
- 適用期間 2年間
(特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の施行日から令和4年3月31日まで)

①ローカル5Gの整備



②全国5G基地局の前倒し整備

